

令和6年9月24日

JOETSU CITY COUNCIL



基本条例の検証と 議会改革の推進について

本日の内容

議 題

- 01 議会改革推進特別委員会の調査研究について
- 02 基本条例の検証と議会改革の推進について
- 03 今後の検討体制について

01 議会改革推進特別委員会の調査研究について

議会改革推進特別委員会の設置目的（6月定例会の発議案から抜粋）

スピード感を増す行政執行や多様性の尊重など、社会経済環境の変化に対し、機能と主体性を確保し、広く市民の信託に応えるため、**基本的な議会の活動原則を検証**するとともに、**議会運営の改革推進**に向けた調査研究を行う。

議会改革推進特別委員会の任務は2つ

- 「基本的な議会の活動原則」＝「議会基本条例」の検証
- 「議会運営の改革」＝「議会機能の強化に係る改革」の推進

01 議会改革推進特別委員会の調査研究について

POINT

なぜ、議会改革の推進に基本条例の検証が必要なのか？

議会改革2024

- 議会を取り巻く環境の変化に即し、議会運営に関して改革を推進
通年会期制、オンライン、政治倫理条例



基本条例 since2010

- 基本条例は、議会運営の最高規範
第29条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、…



基本条例の検証&改革 2024

- 改革推進に先立ち、最高規範と矛盾がないか、現行の基本原則で対応できないか、最高規範をアップデートする必要があるか明確に
(見直し:30条2項による検証(基本条例見直し))
- なお、本年は基本条例の検証年に当たるため、合わせて議会活動の検証も実施
(条文ごと:30条1項の検証)

01 議会改革推進特別委員会の調査研究について

POINT

なぜ、議会改革の推進に基本条例の検証が必要なのか？

上越市議会基本条例

(見直し等)

第30条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証するものとする。

2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の改正その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 略

【逐条解説】

○第1項は、定期的な検証を定めるものであり、具体的には、議会は、条例の目的が達成されているかどうか、各派代表者会議等において、4年を目途に自主的な検証を行っていくことを想定するものである。

○第2項は、随時の見直しを定めるものであり、議会は、市民の意見や社会情勢の変化、前項の規定による検証の結果などを十分考慮し、各派代表者会議等において、この条例を必要に応じて見直して、条例の改正などの措置を講じていくものである。

01 議会改革推進特別委員会の調査研究について

本日、取り組む事項

As - Is

【現状の課題】

行政のスピード増や多様性など、
社会構造の変化に対応する必要性

- 臨時会の増・専決処分の変容
- 多様性のある議会構成への対応
- 政治環境に関する諸問題

Action

【議会改革】

議会機能の強化

- ① 通年会期制の導入
- ② オンライン委員会の導入
- ③ 政治倫理条例、ハラスメント対応

To - Be

【理想像＝基本条例】

現行の基本条例を確認し、新たな
理念の基本条例を打ち立てる

- ✓ 迅速で機動的な会議の開催など
- ✓ 誰でも会議に参加できる環境
- ✓ クリーンで圧力のない環境

勉強会にて確認

- 7月12日、8月2日の勉強会において、議会を取り巻く状況を確認し、各委員において議会活動における課題等を提起することを決定

次回以降の委員会で議論検討

- 本日、議題3で、体制や進め方を協議した上で、次回以降の委員会で具体的な検討に着手

本日の委員会で確認

- 本日、これまでの勉強会等で提起した課題・意見を整理、集約し、議会改革の方向性と具体的な改革事項を確立

- 基本条例は議会のあるべき姿を定めたもの。改革と基本条例は目標と達成手段の関係

01 議会改革推進特別委員会の調査研究について

POINT

基本条例の検証の手法

報告様式		議会基本条例の「取組状況」及び「議会改革推進に向けた改正等の方向」		会派名等		
条	見出し	現行の条文	取組状況		改革推進に向けた改正等の方向	
			取組の評価	取組の状況、課題、今後進めるべき取組等	改革の項目	改正等の方向
第1条	目的	この条例は、市議会（以下「議会」という。）及び市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等の基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、もって議会が市民の信託に応え、市民の福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	☒ 概ね達成できている ☐ 一部達成できている ☐ 達成していない。 ☒ その他	●活動原則等が定められている条文でないため、検証の対象から除きます。	☐ 通年会期制 ☐ オンライン ☐ 倫理条例 ☐ その他	☐ 条項の改正が必要 ☐ 運用・逐条解説等の修正 ☐ 改正等不要 ☐ その他

グレーの列

- ・ 条文の基本的事項

緑の列

- ・ これまでの議会活動を振り返り、4段階での行動評価と、取組の状況、課題などについて、意見を記述する。

桃色の列

- ・ 通年会期制、オンライン委員会の導入など、議会改革の項目ごとに、条文を点検。改革にあたり、基本条例と抵触がないかどうか等を確認する。

- 条文ごとの振り返り、評価と合わせて、議会改革の項目ごとに新たな条文が必要かどうかなどの観点から、総合的な評価も実施

01 議会改革推進特別委員会の調査研究について

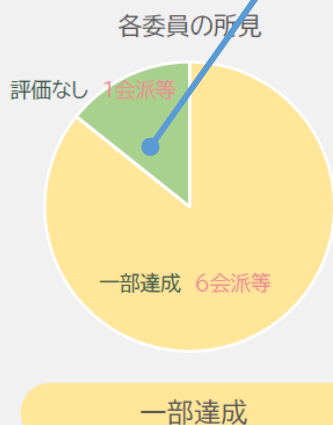
各委員からの意見のとりまとめ方法

02 基本条例の検証と議会改革の推進について

sample

基本条例の取組状況【各論】

第2条 議会の活動原則



第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 議決責任を深く認識し、市の意思決定を行うとともに、市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。
- (3) 市政運営の監視及び評価を行うこと。
- (4) 政策立案及び政策提言に取り組むこと。
- (5) 議員発議による条例制定に取り組むなど、立法機能の発揮に努めること。
- (6) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政及び議会運営に反映させること。
- (7) 議員間の自由闊かつた議論により、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにすること。
- (8) 議会の役割を追求し、不断の議会改革に努めること。

【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

- ✓ (2) … 議会報告会、議会だよりなど、議会側からの一方通行となっていないか検証が必要
- ✓ (4) … 第4号の改正が必要。積極的に政策立案・提言に向かう決意を表明すべきである。
- ✓ (6) … 多様な意見を把握するための具体的な取組や、課題調整会議の充実が必要
- ✓ (6) … 市民意見の把握・市政への反映は大原則。表決の際、市民意見に基づく意思表示を示さないことや、請願で市民の願いに反する意思表示がされているがこれらは控えるべき
- ✓ (7) … 論点の明確化等が不十分。条例趣旨を活かすことや、明確な規定にすることなどを議論すべき
- ✓ (7) … 第7号の改正が必要。委員間討議の重要性を謳うことで、活発な議論を促す必要がある。

今後の取組の方向性

その他 条例改正 運用・逐条 議論を継続

取組が不十分な項目について、具体的な取組や条例改正の提言。委員会で議論を継続する

- ✓ 第1号から第8号の取組のうち、(2)市民への説明責任、(4)政策立案及び政策提言、(5)議員発議、(6)市民意見の把握と議会運営への反映、(7)議員間討議の実施について、取組が不十分という意見。
- ✓ 条例の趣旨に即した取組及び条例の改正が必要との改善策の提案あり。今後、委員会で改善策の議論を行う

取組状況

- 委員の評価を円グラフ・色彩で取組状況の見える化
青＝概ね達成 黄＝一部達成
赤＝未達成 紫＝その他
緑＝評価なし

評価意見

- 条項号ごとに意見を表示
- 委員会案の基礎にする

整理

- ラベルを貼り、取組事項や内容ごとに整理
- 今後の進捗管理・議論の目安に

取組事項ラベル

通年会期

オンライン

倫理条例

その他

取組内容ラベル

条例改正

運用・逐条

改善実施

その他

取組段階ラベル

議論を継続

提言等へ

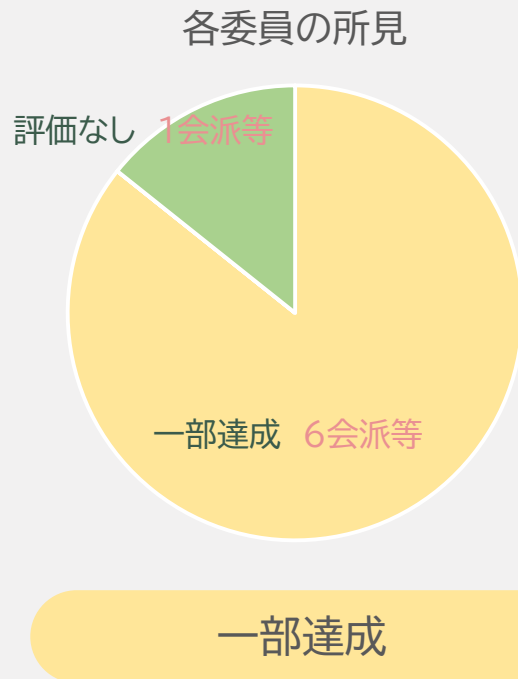
取組を継続

参考意見

02 基本条例の検証と議会改革の推進について

基本条例の取組状況【各論】

第2条 議会の活動原則



第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 議決責任を深く認識し、市の意思決定を行うとともに、市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。
- (3) 市政運営の監視及び評価を行うこと。
- (4) 政策立案及び政策提言に取り組むこと。
- (5) 議員発議による条例制定に取り組むなど、立法機能の発揮に努めること。
- (6) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政及び議会運営に反映させること。
- (7) 議員間の自由闊かつ達な議論により、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにすること。
- (8) 議会の役割を追求し、不断の議会改革に努めること。

【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

- ✓ (2) … 議会報告会、議会だよりなど、議会側からの一方通行となっていないか検証が必要
- ✓ (4) … 第4号の改正が必要。積極的に政策立案・提言に向かう決意を表明すべき
- ✓ (6) … 多様な意見を把握するための具体的な取組や、課題調整会議の充実が必要
- ✓ (6) … 市民意見の把握・市政への反映は大原則。表決の際、市民意見に基づく意思表示を示さないことや、請願で市民の願いに反する意思表示がされているがこれらは控えるべき
- ✓ (7) … 論点の明確化等が不十分。条例の趣旨を活かすことや明確な規定にすることなどを議論すべき
- ✓ (7) … 第7号の改正が必要。委員間討議の重要性を謳うことで、活発な議論を促す必要がある。

今後の取組の方向性

その他

条例改正

運用・逐条

議論を継続

取組が不十分な項目について、具体的な取組や条例改正の意見。本委員会では議論を継続する

- ✓ 第1号から第8号までの取組のうち、(2)市民への説明責任(関連する条項は7条・9条。以下同じ。)、(4)政策立案及び政策提言(14条・18条)、(5)議員発議(14条)、(6)市民意見の把握と議会運営への反映(8条)、(7)議員間討議の実施(15条)について、取組が不十分という意見。本条は、活動原則を定めたもので、具体的な改善策はこれらの条項を中心に検討し、必要に応じて本条の改正・逐条解説の修正等に反映させる

02 基本条例の検証と議会改革の推進について

基本条例の取組状況【各論】

第3条 議員の活動原則

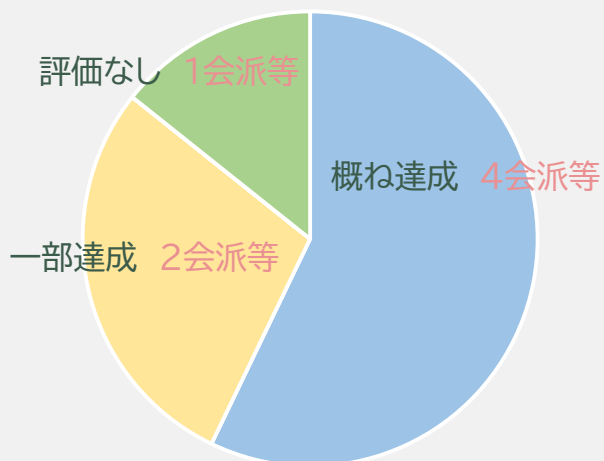
第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な議論を重んじること。
- (2) 市政の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
- (3) 市政に関する必要な調査研究を行い、政策立案及び政策提言を行うよう努めること。
- (4) 議会活動及び市政運営に関する自らの考えについて、市民への説明責任を果たすこと。
- (5) 市政全体を見据え、市民の福祉の向上を目指し、普遍的な利益のために活動すること。
- (6) 高い倫理観を持って誠実にその職務を遂行し、自らの言動等に責任を持つこと。
- (7) 不断の研さんに努め、自己の資質を高めること。

【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

- ✓ (1) … 議員相互間の自由討議による合意形成(議論をつくす)
- ✓ (3) … 視察も含めて調査研究の検証が必要。政策立案や政策提言につながっていない。
- ✓ (3) … 研修や視察も含めて、オンラインで実施する場合を整理する必要
- ✓ (5) … 「市政全体を見据え」「自らの言動等に責任を持つ」ことができるか疑問
- ✓ (6) … 「高い倫理観」の定義が曖昧、具体的に示すべきという考えもあるが慎重な議論が必要
- ✓ (7) … 「不断の研さん」「自己の資質」についても上記と同じ。

各委員の所見



概ね達成

今後の取組の方向性

オンライン

倫理条例

その他

議論を継続

取組が不十分な項目について、記載の明確化や改善策の意見。本委員会では議論を継続する

- ✓ 概ね達成できているとの評価が4会派等。一方で、第1号から第7号までの取組のうち、(1)議員間討議(15条)、(3)政策立案及び政策提言(14条・18条)は第2条と共通の課題。第2条と同様に活動原則を具体化した条項で対応策を検討し、必要に応じて改正等に反映させる
- ✓ オンライン・倫理条例に関する課題は関連する議会改革の検討項目で議論し、必要に応じて改正等に反映させる

02 基本条例の検証と議会改革の推進について

基本条例の取組状況【各論】

第4条 議長の責務

第4条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

2 議長は、緊急かつ重要な案件が発生した場合には、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第101条第2項の規定に基づき、市長に対し、速やかに臨時会の招集を請求しなければならない。

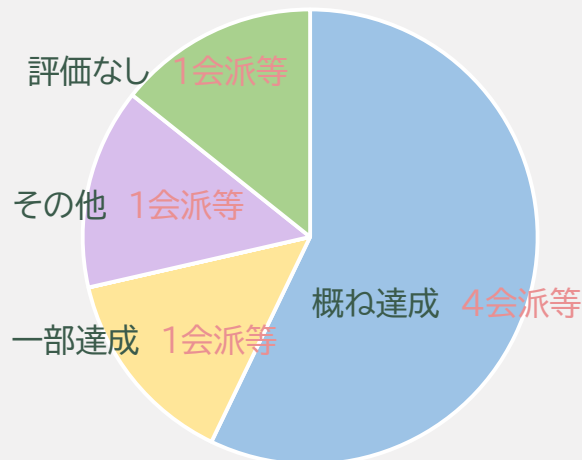
3 前項の規定による請求のあった日から20日以内に市長が臨時会を招集しないときは、法第101条第5項の規定に基づき、議長は、臨時会を招集しなければならない。

4 法第101条第3項の規定による請求のあった日から20日以内に市長が臨時会を招集しないときは、法第101条第6項の規定に基づき、議長は、臨時会を招集しなければならない。

【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

- ✓ 1 … 議会を代表する中立公正な職務遂行について、どの会派にも属さない旨を明示する必要
- ✓ 2 … 令和6年の震災は、臨時会を招集すべきだった。議案等を市民に明らかにする重要な意味がある
- ✓ 2～4 … 通年会期制導入の際、次の点を検討・改正する必要①議長権限、②改選年の対応、③会議名称、④定例会・臨時会ではない新たな制度、⑤議長の権限の明確化と議会運営に係る一定のルール、⑥議会の開催を求められた場合の対応、⑦専決処分、⑧一事不再議
- ✓ 2～4 … 議長・副議長の複数専決制への移行など、適切な会議の招集等が図れる条文改正が必要
- ✓ 2～4 … 通年議会の導入に合わせ、通年議会の固有名詞、それに関する説明の改正も必要

各委員の所見



概ね達成

今後の取組の方向性

通年会期

その他

条例改正

運用・逐条

議論を継続

通年会期の導入に向け、条例改正等の検討を実施

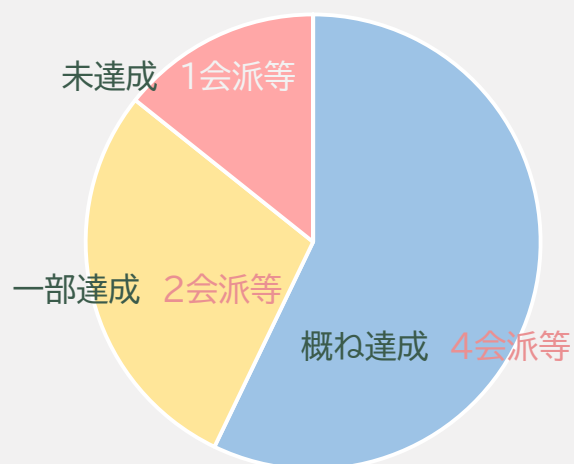
- ✓ 第1項の規定の明確化については、逐条解説の修正等を検討
- ✓ 第2項から第4項までの項は、通年会期制に係る制度(議長権限、改選年対応、会議名称、定例会・臨時会以外の制度導入の可否、議長権限(複数専決制含む)、専決処分、一事不再議)の検討を行った上で、条例の改正等を検討する

02 基本条例の検証と議会改革の推進について

基本条例の取組状況【各論】

第5条 会派

各委員の所見



概ね達成

第5条 議員は、議会活動を行うため、基本的政策が一致する議員をもって会派を結成することができる。

2 会派は、その活動において、政策立案及び政策提言を行うための調査研究を積極的に行うよう努めなければならない。

3 会派は、その活動について、市民に対して説明するよう努めなければならない。

【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

- ✓ 1 … 自らの基本的政策とは異なる政治的立場を会派に強られるような例が見られたと感じている。基本的政策の一致により、会派を結成するというごく当たり前の基本を身につけるべき
- ✓ 1 … 「議員は、議会活動を行うため、基本的政策が一致する議員をもって会派を結成することができる」とあるが、会派制を主張する目的や重みをもう少し明確化し、強調するべき
- ✓ 1 … 会派に所属しない議員の定義や役割についても議論する必要
- ✓ 2 … 会派内で議論し、政策の検討までできていない。
- ✓ 3 … 会派として報告会はできていない。

今後の取組の方向性

その他

条例改正

運用・逐条

議論を継続

条例改正、逐条解説等の検討を継続

- ✓ 第1項については、議員各自が基本的な原則に基づいて会派を結成したり、会派制の意義を確認し・条例で明確化すべき旨の意見があった。また、複数の会派から、会派に属さない議員の在り方や活動を明記すべきとの意見があった。これらに関し今後議論を継続する
- ✓ 第2項及び第3項では、自らの会派の状況について報告した会派もあった。

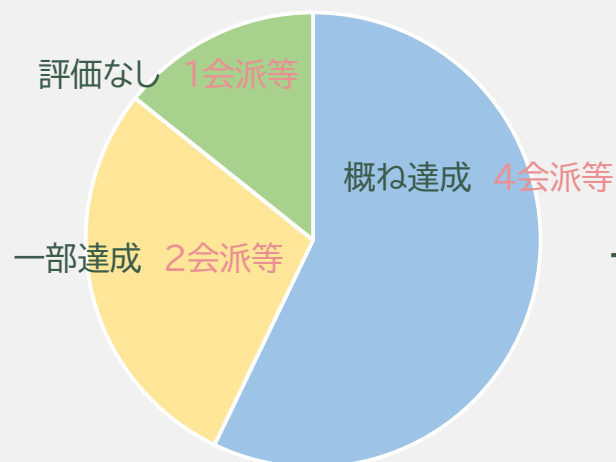
02 基本条例の検証と議会改革の推進について

基本条例の取組状況【各論】

第6条 議会改革の推進

第6条 議会は、自らの改革に取り組むため、必要に応じて議員で構成する検討組織を置く。

各委員の所見



概ね達成

【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

- ✓ … 議会のDX化は、早い時点で達成できた。今後「生成AI」「chatGPT」などの研究も必要
- ✓ … 市民の声の取り入れるための「附属機関の設置」がない。必要性を議論した上で設置すべき
- ✓ … 通年会期制・オンライン・倫理条例について、WGで議論を重ねており、早急に条例案を作るべき

今後の取組の方向性

参考意見

議会は、検討組織を必要に応じて設置し、議会改革に取り組んでいる

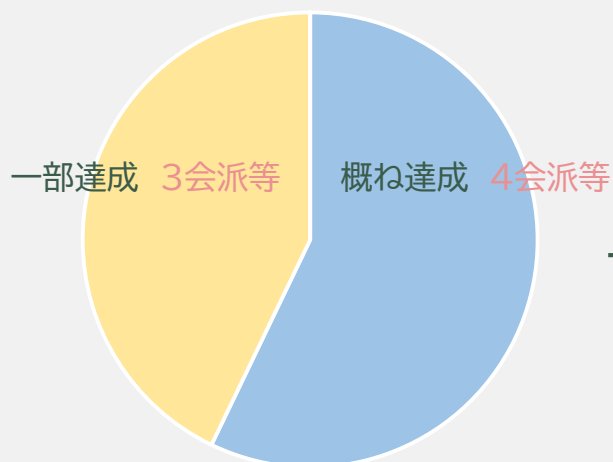
- ✓ 本条は、組織を置き、議会改革を進めることを自らに課した条項。近年では、議会改革推進会議、議会運営委員会・広報広聴委員会(WG・企画部会)、そして本特別委員会など、議会を取り巻く環境に応じて検討組織を設置・位置付け、取り組んでいるところ
- ✓ 議会改革の内容に関する意見は、本条の規定とは直接の関係がない。通年会期制など、関連する議会改革を進める際の参考意見とする

02 基本条例の検証と議会改革の推進について

基本条例の取組状況【各論】

第7条 情報の共有及び公開

各委員の所見



概ね達成

第7条 議会は、多様な方法を用いて、議会の保有する情報を積極的に提供し、市民との情報の共有を図らなければならない。

2 議会は、議会に関する市民の知る権利を保障するため、別に条例で定めるところにより、議会が保有する情報を、市民等の求めに応じ、原則として公開しなければならない。

3 議会は、すべての会議を原則として公開しなければならない。

4 議会は、議案に対する議員の賛否の表明を、市民に公表するよう努めるものとする。

【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

- ✓ 1 … 「議会の保有する情報を積極的に提供し」とあるが、プライバシーに関わるもの、報道前に公開できない案件も取り扱う。配慮すべき案件について決めごとを設けるなどの必要
- ✓ 1 … 市民にむけた情報共有のための情報提供は議会だより発行と議会報告会のみ。さらなる多様な方法を検討すべき。
- ✓ 3 … 本会議及び委員会の配信を始め、十分な取組を行っている。広報広聴委員会で一層の検討も
- ✓ 4 … 市民への情報提供では、いまだ紙ベースがたよりという市民も少なくないため、議会だよりの役割は重要。各議案に対する議員ごとの賛否は明らかになっているが、その理由や根拠については、不十分である。各会派ごとの賛否の理由や主張を掲載することを検討すべき

今後の取組の方向性

その他

提言等へ

取組を継続

広報広聴委員会で検討を進めるよう提言を行う

- ✓ 広報広聴委員会で取組を進めた議会報告会・意見交換会の見直しについては一定の進捗。検討すべきとされたさらなる多様な方法や、議会だよりの掲載内容についての意見は、所管の広報広聴委員会で検討を進めるよう提言を行う
- ✓ プライバシーの保護など、センシティブな情報の取扱いについては、これまでも行政と共通のルールで運用しており、取組を継続する。

02 基本条例の検証と議会改革の推進について

基本条例の取組状況【各論】

第8条 市民参画及び協働

第8条 議会は、市民との意見交換の場を多様に設けて、市民参画の機会を保障するとともに、市民との協働を推進するものとする。

2 議会は、市民の意見及び専門的知見を審議等に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の活用に努めるものとする。

3 議会は、請願及び陳情の審議等においては、必要に応じて当該請願者又は陳情者の意見を聴くものとする。

4 議会は、前項の規定にかかわらず、当該請願者又は陳情者が市民の場合で申出があるときは、当該請願者又は陳情者の意見を聴く機会を設けるものとする。

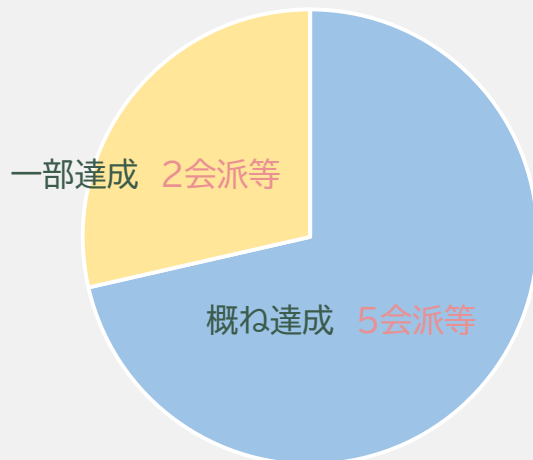
5 議会は、重要な条例の制定、改正若しくは廃止又は政策等を提案しようとするときは、市民の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

6 議会は、前項の規定により提出された市民の意見に対する議会の考え方及び結果を公表しなければならない。

【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

- ✓ 1 … 最近では市民の意見を聞く会として変容した。多くのみなさまの意見を聞く為にも参加していただく手段(PR方法)を考えるべきである。(広報広聴委員会)
- ✓ 1 … 議会モニターの復活など市民参画や協働の機会を作り出す活動を推進すべき。議場コンサートは市民が議場(傍聴)にくるきっかけとなるため継続的に実施すべき
- ✓ 1 … 旧上越市内は高田地区と直江津地区だけであり他の地域に出向くことがない。他の地域についても実施できないか。意見交換会の簡易実施や更にはオンラインでの参加を検討する。
- ✓ 2・5 … 公聴会・参考人制度の活用、議決前に市民意見を聴くことに関しては取組が不十分だった。については、どのように積極的に実施するかについて議論すべき

各委員の所見



概ね達成

今後の取組の方向性

その他

提言等へ

議論を継続

取組を継続

広報広聴委員会で検討を進めるよう提言を行う

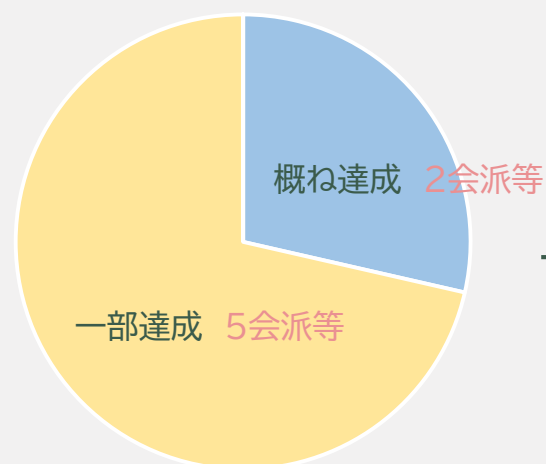
- ✓ 議会報告会・意見交換会の見直しや、議会モニター等の復活については、第7条と同じく担当広報広聴委員会で検討を進めるよう提言を行う
- ✓ 公聴会・参考人制度については、本委員会で適切な手法についての検討を行う
- ✓ 第5・6項は、議会が発議する条例等(中山間、地酒、空き家)に関しパブリックコメントを行っており、取組を継続する

02 基本条例の検証と議会改革の推進について

基本条例の取組状況【各論】

第9条 議会報告会

各委員の所見



一部達成

第9条 議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議及び審査の内容について報告する議会報告会を開催しなければならない。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

- ✓ 1 … 近年単独で実施せず、意見交換会と同時に実施している。YouTube配信も実施しており、条文改正や逐条解説などで、現状に即して整理すべき
- ✓ 1 … 現在取り組んでいる議会報告会のやり方を進めるのであれば、運用・逐条での修正は必要
- ✓ 1 … ユーチューブでの発信を明記する必要はないか。条文の「別に定める」に該当すればよい。
- ✓ 1 … 会場によっては参加市民が少ない。日時や場所、オンラインでの参加の検討が必要
- ✓ 1 … 議論の中身や各会派の立場・主張を分かるように報告してはどうか。報告会では、会派代表が、それぞれの立場・主張を開陳する場所にしてはどうか。
- ✓ 2 … 逐条解説によると、各派代表者会議で定めるとされるが、広報広聴委員会でよいのではないか

今後の取組の方向性

その他

運用・逐条

提言等へ

議論を継続

広報広聴委員会で検討を進めるよう提言を行う

- ✓ 議会報告会・意見交換会のさらなる見直しの意見や、各派代表者会議から広報広聴委員会への権限の委譲については、所管の広報広聴委員会で検討を進めるよう提言を行う
- ✓ 近年の見直しの逐条解説等への反映は要否について議論を進める

02 基本条例の検証と議会改革の推進について

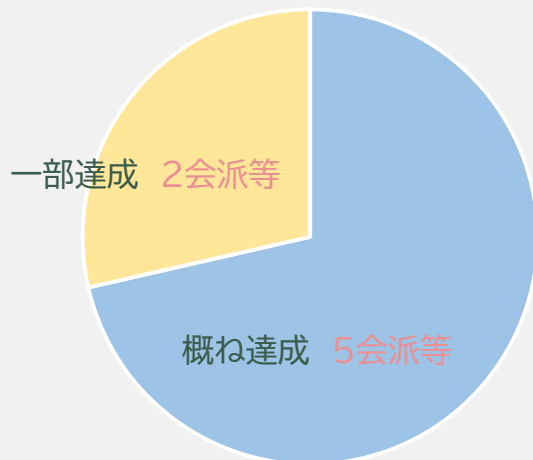
基本条例の取組状況【各論】

第10条 広報広聴委員会

各委員の所見

第10条 議会は、市民との情報の共有を推進するとともに、市民参画の機会の充実を図るため、議員で構成する広報広聴委員会を置く。

2 広報広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。



概ね達成

【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

- ✓ 1 … 委員会の根本的な役割(目的)は、多くの市民が議会に興味・関心を高めてもらえるように広報活動の充実に努めるものだと思うが、明記されていない。役割を明確にすべき
- ✓ 2 … もっとより多くの人達から来てもらえるような工夫をして行かなければいけない。広報広聴委員会で考えて欲しい。多くの市民から来ていただく方法を考えていかなければならない。
- ✓ 2 … 「地方議会と住民との関係再構築に向けてデジタルコミュニケーション(DC)」を提唱し、小中高大学生との双方向のコミュニケーションをオンラインで開催できる。協働性が高まり住民の議会・議員活動への理解度が高まる。
- ✓ 2 … 住民との距離を縮める・幅広い住民の参画・双方向コミュニケーション・情報のカスタマイズ・即時性をいかした住民意思の把握・データに基づく政策形成・住民による課題解決・離れた地域の人々への情報発信等々、これからの若い議員のDX化に期待したい。

今後の取組の方向性

その他

参考意見

広報広聴委員会の取組については概ね達成。役割(目的)の明確化・新たな取組については参考意見とする

- ✓ 広報広聴委員会について、役割(目的)の明確化を求める意見と、議会報告会・意見交換会の参加の促進を求める意見、デジタルを活用した双方向の広報広聴活動など新たな取組についての意見がある。役割(目的)の明確化については、概ね達成の評価が多数を占めており、上越市議会広報広聴委員会規程で役割は規定されていることから、参考意見とする。デジタルを活用した双方向のコミュニケーションについては、一足飛びの改革であり、参考意見とする。

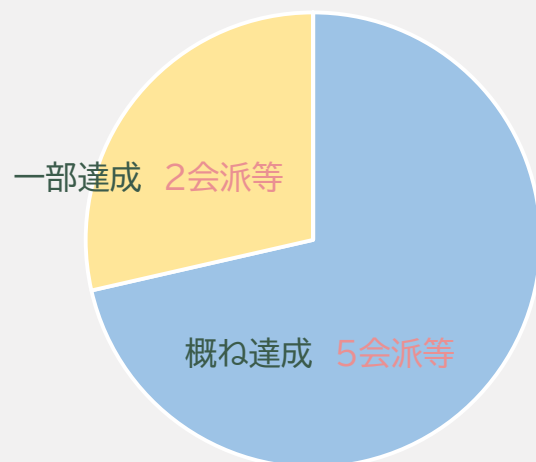
02 基本条例の検証と議会改革の推進について

基本条例の取組状況【各論】

第11条 市長等との関係

第11条 議会は、市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)との緊張関係を常に保持し、事務の執行の監視及び評価その他の議事機関としての責務を果たしていくものとする。

各委員の所見



概ね達成

【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

- ✓ … 議会は、行政の事務執行の監視及び評価などを行う議事機関だが、どこまでその責務を果たしているか疑問。自己研鑽、会派の研鑽、委員会の充実(レベルアップの必要性)
- ✓ … 現在、市長に対して辞職勧告を決議している立場である議会は、市長と真っ向から対立している(はずである)。しかし、一部では「議事運営の進行を優先する」などの主張で、市長との理性的緊張関係をないがしろにする動きがあるように感じられてならない。二元代表制の一方の雄として、理性的緊張を保持し、不動の態度を貫くべきである。

今後の取組の方向性

参考意見

現状は概ね達成の評価。現状に関して付された意見は参考の取扱いとする。

- ✓ 概ね達成できていると評価する。議事機関としての責務を果たすための自己研鑽等(第20条)・委員会の充実(第16条)に関する意見については、市長等との緊張関係等を保持し、議事機関としての責務を果たすための前提の取組であり、それぞれ関連する条項で議論を深める。
- ✓ 緊張関係の保持についての現在の市長との関係に関する意見は、参考とする。

02 基本条例の検証と議会改革の推進について

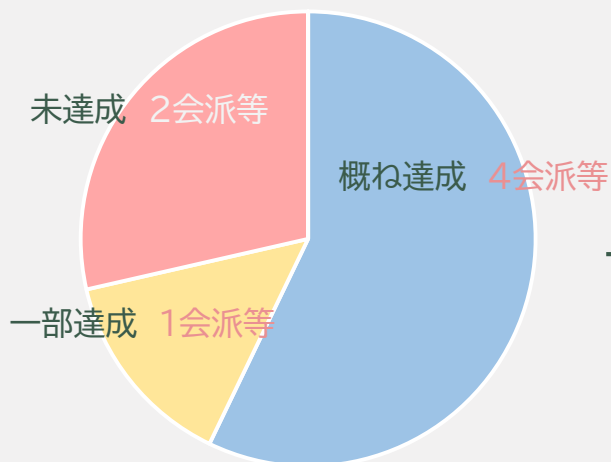
第12条 政策等の形成過程の 説明要求等

基本条例の取組状況【各論】

各委員の所見

第12条 議会は、市長が提案する政策等について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長等に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

2 議会は、市長が議決事件に含まれない重要な政策等を提案するときは、あらかじめ、議会の意見を聴く機会を設けるよう求めるものとする。



概ね達成

【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

- ✓ 1 … 審議の充実のため議員の質問レベルを高める必要。
- ✓ 2 … 議決事件に含まれない重要な政策の提案について、形成過程の説明と議会の意見を聴く機会を議会側から積極的に求めている。議会側から形成過程の説明や議会の意見を聴く機会を設けるよう機能させる。
- ✓ 1 … 達成できていないが、条項等の改定の必要なし。

今後の取組の方向性

その他

取組を継続

参考意見

概ね達成の評価。審議の深化等に関する意見については、参考意見とする

- ✓ この間、説明の要求に関しては、市政に関する事件が生じた際に随時執行部に求めてきたものであり、取組を継続する
- ✓ 審議の充実のため質問レベルを高めることについては、具体的取組は議会の研修(20条)で取り組むものであり、本条においては参考意見の取扱いとする。

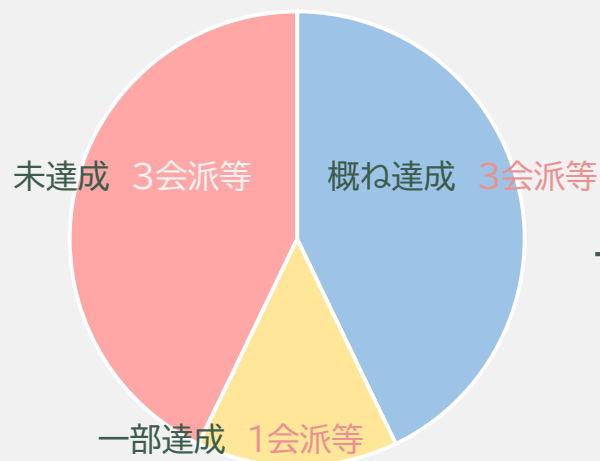
02 基本条例の検証と議会改革の推進について

基本条例の取組状況【各論】

第14条 政策立案及び政策提言

各委員の所見

第14条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。



一部達成

【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

- ✓ … 近年、委員会の総意による委員会代表質問を取り入れている自治体がある。政策分野ごとに具体的な政策課題(自治体政策の〈争点〉)について、委員会意思の形成と議会の機構として行政と対峙する考えがあり、当市議会でも検討してはどうか。
- ✓ … 政策提言がなぜできないのか、検討する必要はないか。
- ✓ … 積極的な政策立案及び政策提言があまり機能していないと感じる。機能するよう対策を検討
- ✓ … ここでは、理念をうたっているので修正無し。第18条で逐条解説等の修正を望む。
- ✓ … 改定の必要はないが、運用・逐条解説等の修正が必要

今後の取組の方向性

その他

運用・逐条

議論を継続

課題調整会議・政策形成会議(18条)が機能するような方向性の取組を行い、政策立案等の向上に取り組む

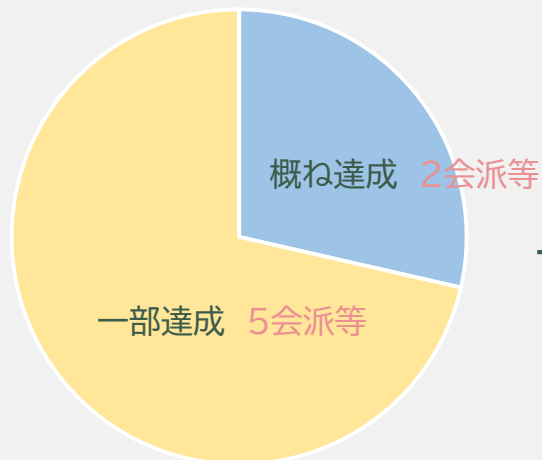
- ✓ 本条は、第18条(政策等の形成)と関連する。政策提言ができない、少ない等の意見のほか、本条は理念条項で、18条で議論すべきとの意見
- ✓ 第18条は本条を達成するための手段となる条項であり、第18条で具体の議論を進める。結果は本条にもフィードバックする
- ✓ 委員会代表質問については、今後議論を進める。

02 基本条例の検証と議会改革の推進について

基本条例の取組状況【各論】

第15条 議会運営

各委員の所見



一部達成

第15条 議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

2 議会は、法第103条第1項の規定による議長及び副議長の選挙を行うときは、所信を表明する機会を設け、その過程を明らかにするものとする。

3 議会は、議員間における討議を通じて合意形成を図るよう努めるものとする。

4 議会は、市民に分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めなければならない。

【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

- ✓ 1 … 災害時や病気療養中、妊娠出産等で議会や委員会に出席がかなわない場合、オンライン会議で対応可能にする。また、議員勉強会や市長の議案説明会などにオンラインで参加できるようにする。それに伴い、オンライン会議ができるハードの整備も必要
- ✓ 2 … なお、所信表明に対する質疑はそれを妨げるものではない等、所信表明の質疑の旨改正すべき
- ✓ 3 … 必要に応じた議員間討議が行われていないため、合意形成が不十分
- ✓ 3 … 議員間討議は、論点を明らかにし、問題の所在を明確にするもので、そのように改正すべき
- ✓ 4 … ①議会内で使用する資料の著作権や使用の権利、②情報源について。議会内で使う数字やデータ、個人や企業情報などについてのルール化を逐条解説で検討

今後の取組の方向性

通年会期制

オンライン

その他

条例改正

運用・逐条

議論を継続

オンライン会議などの導入の根拠条文となるよう改正に向けて議論を行う。

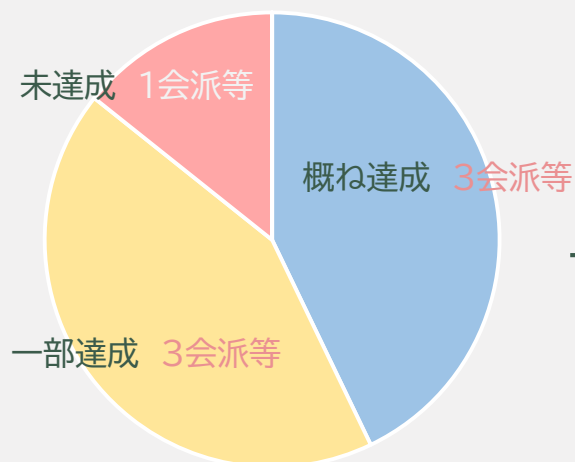
- ✓ 第1項では、議会運営について、災害時や病気療養などを理由としたオンライン会議の導入の根拠とすべき意見。通年会期制の意見はないが同様に根拠とするための条文の改正が必要。また、オンライン委員会導入に関してはハード整備(第1委員会室整備)についても議論する。
- ✓ 第2項の所信表明、第3項の議員間討議、第4項の資料等のルール整備については、今後の委員会で議論を深める

02 基本条例の検証と議会改革の推進について

基本条例の取組状況【各論】

第16条 委員会

各委員の所見



一部達成

第16条 委員会は、委員間の自由な討議を保障した運営を行うとともに、政策立案及び政策提言を積極的に行うよう努めなければならない。

2 委員会は、その所管する事項の調査及び審査を行った結果、必要と認めるときは、委員会として、調査にあっては所見を、審査にあっては意見をそれぞれ付すものとする。

3 委員長は、委員会の議事整理や秩序の保持について、その責務を果たさなければならない。

【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

- ✓ 1 … 委員間討議がほぼ行われていない。委員間討議こそ、委員会の軸であることをしっかりと確認し、実運用する努力が必要である。
- ✓ 1 … 正副委員長の力量によっては差が出ると思う。常任委員会まで実施するとなると多くの議案から絞り込むのは難しく時間がかかるのではないだろうか。
- ✓ 2 … 所管事務調査後の調査所見や審査意見を付したことがない。必要に応じて(所管事務調査後の)調査所見や審査意見を付すること。
- ✓ 2 … 今後オンラインによる委員会開催に向けて、条文の整理も必要ではないか。第15条でオンライン条項を盛り込むなら、この条項はこのままでよい。

今後の取組の方向性

オンライン

その他

条例改正

運用・逐条

議論を継続

オンライン委員会については第15条と合わせて検討。一部未達成の項目は今後検討

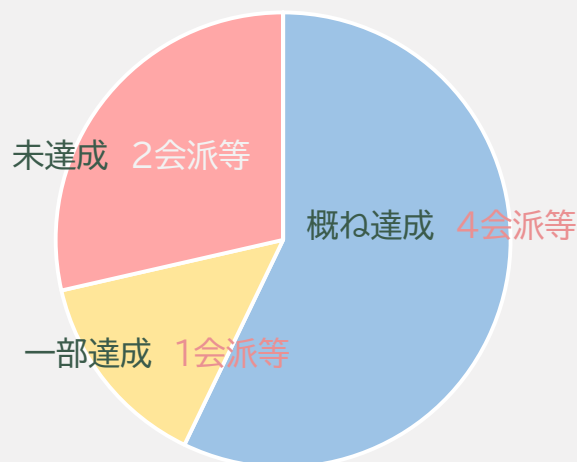
- ✓ 委員間討議については、他の条項でも不十分とされた。この条を中心に改善策を議論する。
- ✓ オンライン委員会については、第15条と合わせて検討を行う。
- ✓ 所管事務調査の調査所見、審査意見については、議員間討議の充実の結果であり、合わせて議論する。

02 基本条例の検証と議会改革の推進について

基本条例の取組状況【各論】

第18条 政策等の形成

各委員の所見



一部達成

第18条 議会は、市民の意見及び議員等の政策提言について、議会としての対応方針を協議するため、課題調整会議を置く。

2 議会は、前項の協議に基づき、共通認識及び政策等の形成を図るため、調査検討を行う必要があると認めるときは、政策形成会議を置くことができる。

3 課題調整会議及び政策形成会議に関し必要な事項は、別に定める。

【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

- ✓ 1 … 市民意見を政策形成会議までもっていくような事はないのではないか。せめて会派や常任委員会での政策的なものは出して議論する事が大事でないかと思う。
- ✓ 1 … 課題調整会議や政策形成会議が全く機能していないと感じる。機能するよう対策を検討すべき
- ✓ 1 … 課題調整会議にかけられる案件は、議員からも可能なことを逐条解説で明らかにすべき
- ✓ 2 … 政策形成会議自体が開かれていないのは、機能が発揮されていないからではないか？課題調整会議と政策形成会議の役割や連動性を実行力のある形で表記すべきではないか
- ✓ 3 … 課題調整会議と政策形成会議の位置づけ及びその機能、活用について「別に定める」とあるが、それを改めて確認し、場合によっては、条文に表記することも考えたい。

今後の取組の方向性

その他

条例改正

運用・逐条

議論を継続

課題調整会議と政策形成会議の機能を確認し、明確化

- ✓ 課題調整会議と政策形成会議の機能不十分というわけではなく、その機能が十分に発揮されていない、明確でないという認識は各委員共通
- ✓ 別に定めがある機能について確認し、必要に応じて条例の改正や逐条解説の加筆等の方向性により機能の明確化を図る方向で議論を継続する。

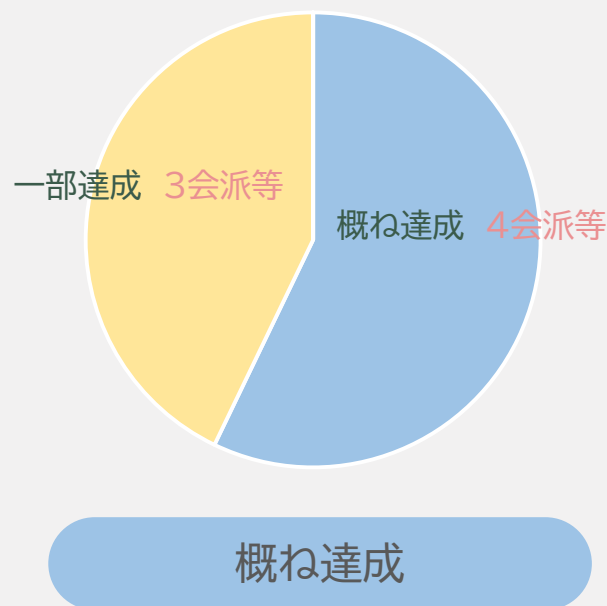
02 基本条例の検証と議会改革の推進について

基本条例の取組状況【各論】

第20条 議会の研修

第20条 議会は、議会及び議員の政策立案及び政策提言の能力を高めるため、研修を実施しなければならない。
2 議会は、前項の研修の実施に当たっては、広く各分野の専門家、市民等との研修会を行うようにするものとする。

各委員の所見



【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

- ✓ 1 … 議員勉強会、研修は政策提言に重要な活動の1つと考えるが、そこから議会として当市の課題を抽出し、検討する政策形成サイクルが構築されていない。運用等に追記を望む。
- ✓ 2 … 市民との研修会を実施していない。必要に応じて地域協議会の委員や各種の団体等で活動している市民の方から話を聴くことも必要ではないか。
- ✓ 3 … 第3項を追加する。「3 議会は、研修と同様の目的で視察を行うものとする。」。市民から視察の必要性に対する批判がある。条項の追加と逐条開設への加筆でその意義を示す必要がある。

今後の取組の方向性

その他

条例改正

運用・逐条

議論を継続

関連する検討項目と合わせて議論を継続

- ✓ 研修と政策形成、市民との協働、行政視察それぞれとの関連性で課題があるとの意見
- ✓ 政策形成については第18条・市民との協働については第8条で広報広聴委員会に提言等をするとの結論であり、本条との関連性も該当の条項で関連して議論を進める。行政視察との関連性については、議論を行い、意見にある改正の要否について検討する。

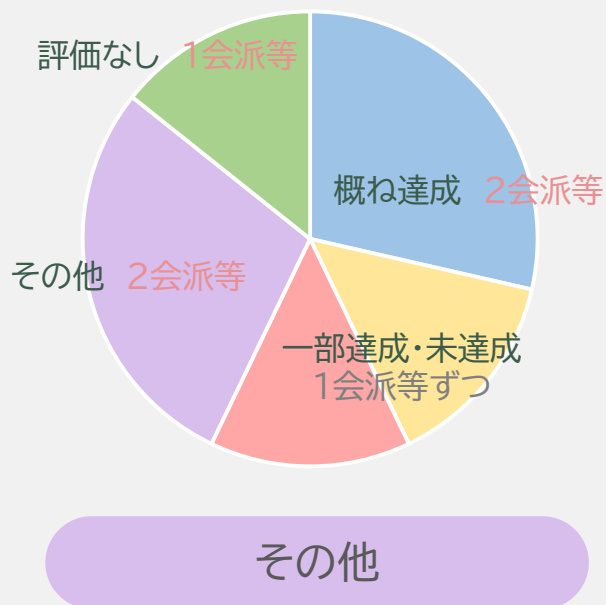
02 基本条例の検証と議会改革の推進について

基本条例の取組状況【各論】

第21条 附属機関の設置

第21条 議会は、議会活動に関する審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を置くことができる。

各委員の所見



【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

- ✓ … 専門的知見等の活用で、もう一步踏み込んだ大学との「パートナーシップ協定」と称する地域連携協定を締結し、法の規定に頼らない機動的な専門的知見の活用を図ってはどうか
- ✓ … これまで附属機関を設置して話し合ったことはあるのか。機能していないのではないのか。なお、構成員には有識者の他に公募市民も含まれることから機能充実が求められる
- ✓ … その例がなく、評価は不能
- ✓ … 活用されていない

今後の取組の方向性

参考意見

現在設置がなく、検証が困難。検証結果をその他とし、意見は参考とする。

- ✓ 附属機関は、必要に応じて設置するものであり、現在設置されていないことから、必要性がないため設置していないのか本条が活用されていないのか検証が困難であり、検証結果をその他に位置付ける。また、意見については参考の取扱いとする。
- ※ 地方自治法138条の4の規定によると、附属機関を設置できるのは執行機関のみであり、議会が設置できるかどうかは議論の余地がある。当市議会の基本条例は地制調の議論を受けて追加された同法100条の2を根拠にしている(逐条解説を参照)。

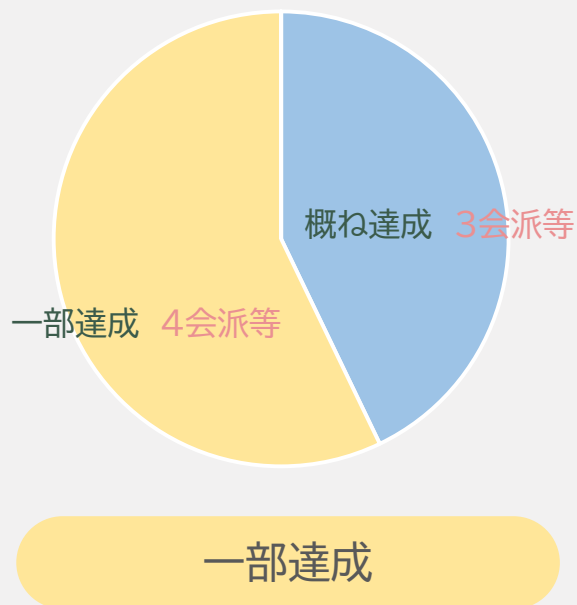
02 基本条例の検証と議会改革の推進について

基本条例の取組状況【各論】

第23条 議会事務局の体制整備

各委員の所見

第23条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化を図るものとする。



【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

- ✓ … 事務局の機能強化を図るためには、人事において他の部局にはない特別な配慮が必要
- ✓ … 議会人事は議長の権限にあるが、果たして機能強化に活かされているか疑問があり、議会事務局人事の在り方をしっかり方向性をもつ必要があるのではないか。
- ✓ … 議会事務局の機能強化については、逐条解説も含め、抽象的である。議会事務局職員として雇用し、育成していくしくみをつくること、そのため必要であれば、自治体議会の連合体としての取り組みを進めること、等について議論を進めるべきである。
- ✓ … 「チーム議会」という考え方が取手市始め多くの議会では定着している。特に政策提言における議員と事務局の協働は必須であり、その点未だ遅れていると言わざるを得ない。

今後の取組の方向性

その他

改善策

議論を継続

議会事務局の体制の目的と仕組みについて意見あり。政策形成力の充実と関連して議論を進める

- ✓ 他の部局と異なる配慮や、独自採用、他の自治体議会との協働など、事務局体制の新たな仕組みの検討や、政策形成の充実に向けたチーム議会の考え方の検討の必要性について意見あり
- ✓ 議論の根底にあるものは政策形成力の向上が目的であるとする。その手法・手段の一つに位置付け関連して改善策等の議論を進める

02 基本条例の検証と議会改革の推進について

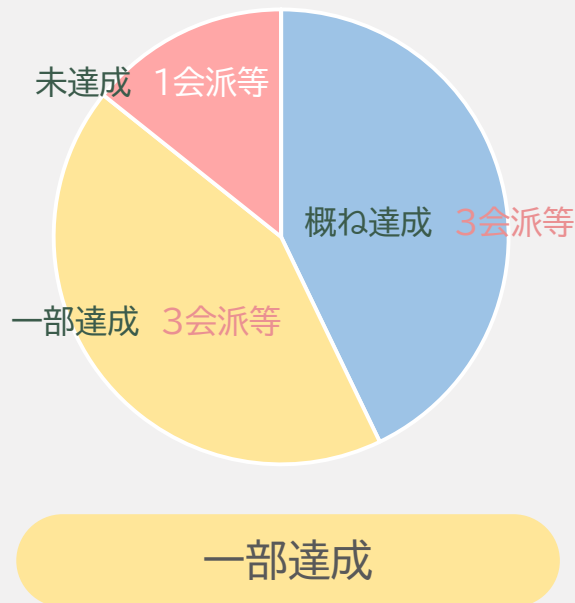
基本条例の取組状況【各論】

第24条 議会図書室

第24条 議会は、議員の調査研修に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効活用を図るものとする。

2 議会図書室は、誰でも利用することができるものとする。

各委員の所見



【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

- ✓ 1 … 果たしてどれくらいの議員が利用されているのか。誰でも利用できることになっているが、市民の利用はあるのか。現在タブレットでいろいろな情報が収集できることから、図書館の在り方について考える必要があるのではないか。
- ✓ 1 … 専任の司書がないこと、資料数が決定的に少ないことが要因としてある。蔵書やデジタルメディアなどの資料を現在の数十倍に増やし、専任の司書を置くなどの充実が必要
- ✓ 1 … 市立図書館や上越教育大、看護大をはじめ、市内の高校などの教育機関の図書館との連携が図れるような条文改正が必要
- ✓ 2 … どれだけの人が利用しているか。議員、市役所職員、市民など誰でも利用できるが、一般市民は知らない。開かれた議会を目指して市民開放についてPRしては

今後の取組の方向性

その他

条例改正

運用・逐条

議論を継続

参考意見

在り方についての議論から始め、必要に応じて機能強化に向けた検討を行う

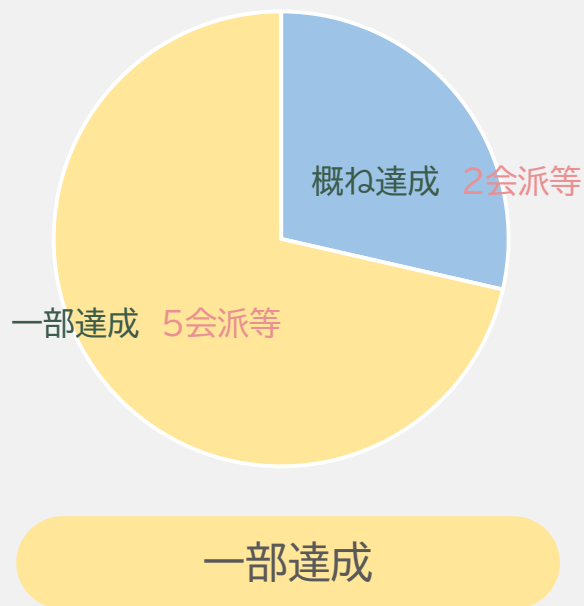
- ✓ 図書館の在り方について問う意見と蔵書の充実等、他の図書館との連携、市民等へのPRなど、機能強化に向けた意見がある。
- ✓ まずは、在り方について確認・議論を進めた上で、必要に応じて市民への周知・解放、他の図書館との連携などの機能強化の議論を行う
- ✓ 専任司書の配置や蔵書数を数十倍とする意見については、現状との乖離が激しく、一足飛びの達成が困難。参考意見とする

02 基本条例の検証と議会改革の推進について

基本条例の取組状況【各論】

第26条 政治倫理

各委員の所見



第26条 議員は、市民の代表として、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、良心と責任感を持ってその責務を果たすとともに、品位の保持に努めなければならない。

【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

- ✓ … 政治倫理条例の構成に政治倫理基準・資産公開制度・問責制度・政治倫理審査会・住民による調査請求権などどこまで盛り込むか
- ✓ … 最近問われるパワハラ・セクハラについても同様でありパワハラ・セクハラ防止条例にまつわる「相談窓口」「調査協議機関」を設けている市議会もある。
- ✓ … 「政治倫理審査会」の設置も検討。条例制定は必要ないが、パワハラ防止について明記が必要では。
- ✓ … 「議員は市民の代表として高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、良心と責任感をもってその責務を果たすとともに、品位の保持に努めなければならない」の条文で十分議員のあるべき姿を示しているの、これ以上詳細の政治倫理条例を新たに設ける必要はないのではないか。
- ✓ … 抽象的ではあるが一定の記載がされている。それをどう具体化するかが問題になるが、具体化すべき根拠をまず明確にすべきである。その上で、どんな問題をどのように防止し、何をどのように規制するのかを明確にする作業が必要
- ✓ … 一般論として、ハラスメント防止、金権政治防止は重要な課題であり、議会においてそれらをどのように規定し、どのように防止策を講じるかという点を、慎重かつ丁寧に議論した上で、議員全員がその内容について深く理解することが必要である。仮に条例を制定するにしても、議員の行動規範を規定する内容であるだけに、多くの市民が支持できる内容であることが必要
- ✓ … 改訂の必要なし。第26条の条文に倫理について表記されており、新たな「倫理条例」をつくるのであれば、なぜ敢えて新条例をつくる必要があるが議論を尽くす必要があると考える。

今後の取組の方向性

政治倫理条例

条例改正

運用・逐条

議論を継続

条例制定の必要性から議論し、必要に応じて

- ✓ 本条で十分であるとの意見と、政治倫理条例の制定(具体化)を前提に、金権政治防止とハラスメント対応について言及した意見がある。
- ✓ まずは条例制定の必要性から議論を進め、必要性を確認した後、政治倫理基準・資産公開制度・問責制度・政治倫理審査会・住民による調査請求権等の機能確保を議論する。また、ハラスメント対応についても同様に進める。

02 基本条例の検証と議会改革の推進について

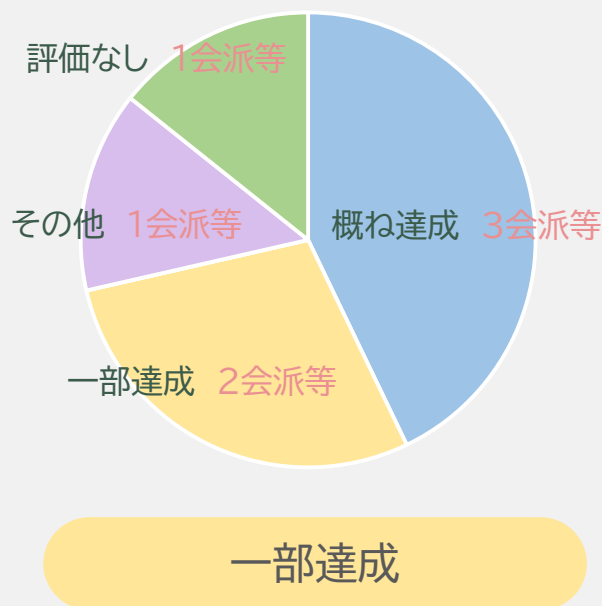
基本条例の取組状況【各論】

第27条 議員定数

第27条 議員の定数は、別に条例で定める。

2 議員の定数の改正に当たって、委員会又は議員が提案する場合は、本市の財政状況、類似都市との比較、市政の現状と課題及び将来予測などを総合的に勘案するとともに、市民の意見を十分に考慮した上で、提案しなければならない。

各委員の所見



【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

- ✓ … 昨年度議論されており、継続も謳われているので、時期を見てスタートとなるのではないかと。
- ✓ … 28自治区の地域協議会委員の意見を聞いてみてはどうか。
- ✓ … 今後、定数の検討見直しが必要
- ✓ … 議会改革は行政改革と性格を異にし、「行政に対する市民の意見や思いの率直な反映」が根本的な目的であることを常に念頭に置くべき。議員定数の維持や加増を求める声が意見交換会などで激しく出されており、安易な定数削減への批判、反対が根強い。「市民と歩む議会」の土台を堅持できるよう、議論すべきである。
- ✓ … 32→24と考える。数字はともかく、4年間で適正な定数にしなければ市民の理解は得られない。

今後の取組の方向性

その他

条例改正

運用・逐条

議論を継続

議会機能の強化(通年会期制、オンライン委員会の導入等)の検討後に議論に着手する

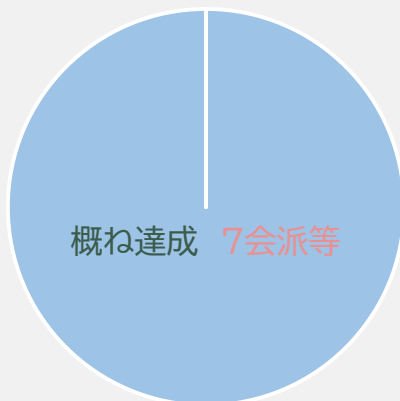
- ✓ 市民の理解を得るために検討、見直しが必要との意見と議会の機能維持から慎重な議論が必要との意見。
- ✓ 過去から議論を継続している課題であり、通年会期制等の議会機能の強化に向けた議論を進めた後に議員定数に関連した議論を行う旨を委員会設置時に確認している。

02 基本条例の検証と議会改革の推進について

第13条 議決事件

基本条例の取組状況【各論】

各委員の所見



第13条 法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、上越市自治基本条例(平成20年上越市条例第3号)第16条に規定する総合計画のうち基本構想及び基本構想に基づく基本計画の策定又は変更とする。

【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

✓ … 本条において市政における重要な「上越市総合計画」への決定に参画するために、総合計画の変更にたずさわられることを具体的に明記すべきと考えるがどうか。議決事件事項の見直しを行う必要はないか。

今後の取組の方向性

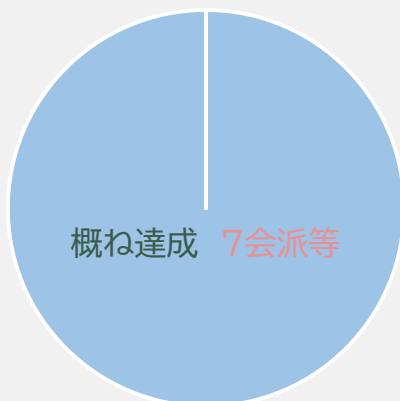
参考意見

概ね達成。意見については参考とする

✓ 本条は、地方自治法96条2項の規定に基づき、法定の議決事件に独自のものを追加したもの。指摘の点は議決事件の追加というよりも政策形成過程への関与であり、第12条との関連がある。参考意見とする

第17条 会議における質疑応答

各委員の所見



第17条 議会審議における質疑応答等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式を原則とする。
- (2) 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議員の質問、政策提言に関し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

- ✓ (1) … 一般質問については、やり方、内容も含め、通年会期性導入に当たり、検証、改正する必要
- ✓ (2) … 反問権の運用に関しては議会運営委員会で定めるとされていることもあり、議論を深めるべき

今後の取組の方向性

通年会期制

議論を継続

改善実施

概ね達成している。通年会期制の導入に当たり、一般質問の手法等の検討を行う

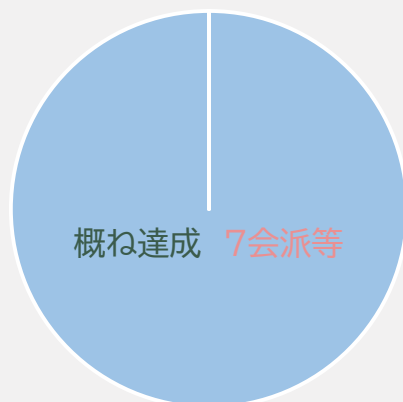
✓ 反問権については現状の変更を伴うものではないため、議会運営委員会で再度確認するよう提言の方向

02 基本条例の検証と議会改革の推進について

基本条例の取組状況【各論】

第19条 政務活動費

各委員の所見



第19条 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、別に条例の定めるところにより、適正に使用しなければならない。
2 会派及び議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対し説明責任を果たすため、収支報告書及び領収書等を公表しなければならない。

【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

✓ … 目的の記載がないが、本来の目的は政策活動の向上を図り、調査や研究活動のために有効に活用するものではないか。

今後の取組の方向性

その他

取組を継続

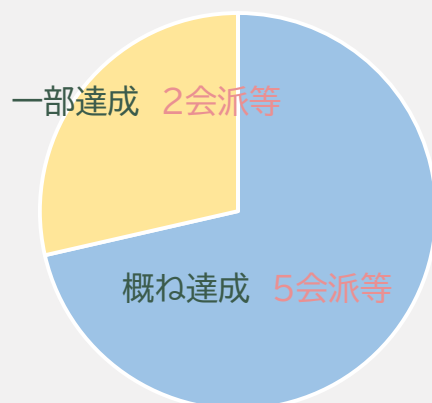
参考意見

概ね達成しており、取組を継続することを基本とする

✓ 目的の記載等については参考意見とする

第22条 交流及び連携の推進

各委員の所見



第22条 議会は、政策等の形成及び広域的な課題の解決に資するため、他の自治体の議会と積極的な交流及び連携を図るものとする。

【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

✓ … 近隣自治体との交流や連携はあまりない。人口減少など当市の課題解決につながるような交流をすべき。
✓ … 議論している問題について他市の議員の意見を聞くなどの、少々深めた交流を行うべき

今後の取組の方向性

その他

取組を継続

参考意見

概ね達成しており、取組を継続することを基本とする

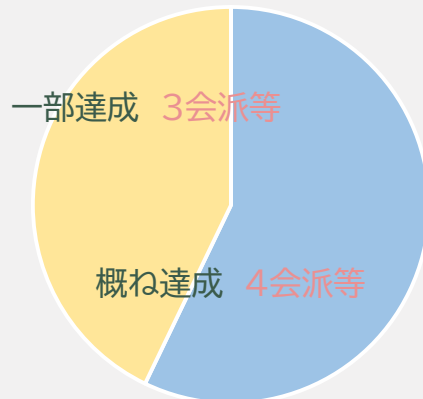
✓ 5会派等が概ね達成できているとの評価、意見があった交流の手法等については参考意見とする

02 基本条例の検証と議会改革の推進について

基本条例の取組状況【各論】

第25条 予算の確保

各委員の所見



第25条 議会は、議会の機能を保持し、円滑な議会運営を行うため、予算の確保に努めるものとする。

【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

✓ … 今後通年会期制やオンライン、倫理条例制定に関してハード、ソフト両面からの予算が必要になってくる。先を見据えた計画のもと、予算もしっかりと取っていく必要がある。

✓ … 各会派からの予算要望の際に挙げられている項目が基本的に実現できるように予算を確保すべきである。

今後の取組の方向性

その他

取組を継続

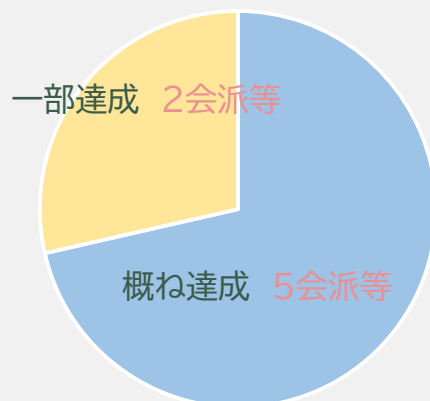
参考意見

概ね達成しており、取組を継続することを基本とする

✓ 議会改革に関連した予算の確保や会派要望についての各意見は参考意見とする

第28条 議員報酬

各委員の所見



第28条 議員の報酬は、別に条例で定める。

2 議員の報酬の改正に当たって、委員会又は議員が提案する場合は、社会経済情勢や本市の財政状況、類似都市との比較、市政の現状と課題及び将来予測などを総合的に勘案するとともに、公募市民を含む第三者機関による客観的な評価等を参考にし、市民の意見を十分に考慮した上で、提案しなければならない。

【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

✓ … 報酬を検討するのであれば、仕事の内容や必要経費等の棚卸しが必要。その上で積算根拠が必要と考える

✓ … 今後、報酬の検討見直しが必要

今後の取組の方向性

その他

取組を継続

参考意見

概ね達成しており、取組を継続することを基本とする

✓ 検討の手法等については参考意見とする

02 基本条例の検証と議会改革の推進について

基本条例の取組状況【各論】

第29条 最高規範性

各委員の所見



第29条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

2 議会は、議会に関する法令の解釈及び運用に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。

【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

✓ … 意見等なし

今後の取組の方向性

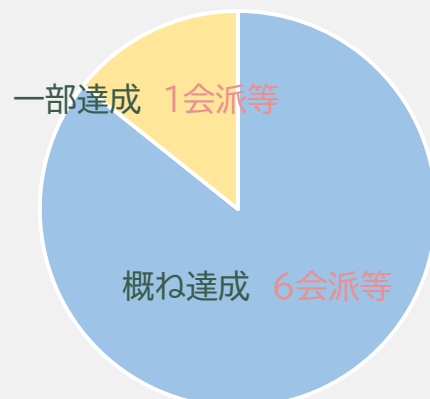
その他

取組を継続

概ね達成しており、取組を継続することを基本とする

第30条 見直し等

各委員の所見



第30条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証するものとする。

2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の改正その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 議会は、前項の見直しに当たっては、市民の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

✓ … 市民の意見を聴くために講ずる必要な措置がなされていない。必要な措置を明確にする。

今後の取組の方向性

その他

取組を継続

参考意見

概ね達成しており、取組を継続することを基本とする

※限定していないのは、状況に応じて説明会やパブコメなどの手法を選択可能にした趣旨と思われる。

02 基本条例の検証と議会改革の推進について

基本条例の取組状況【各論】

自由記述(通年会期制)

【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

- ✓ 通年会期制の制度設計に係る、議会の委任による専決処分事項を追加する必要はないか。
- ✓ 「通年議会制」について追加
- ✓ 「専決処分による議決」について追加(通年議会制の導入で専決処分範囲が減り、限定されるため限定事項は逐条解説)
- ✓ 通年議会の条項は新たに追加する。
- ✓ 近年の状況(自然災害や感染症の蔓延等への迅速な対応が求められていること、市民の要望が多様化してきており、それへの迅速かつ丁寧な対応が必要になってきていること)に対応するには、議会が常に権限を持って活動できる物理的保障が必要であるが、その一つの手法が通年議会である。通年議会を導入するにあたっての形式にも複数あることから、おのこのメリット・デメリットを当議会の実情に合わせて深く審議することで、最適な形式を選択すべきである。この点では、これまでの議会改革に係る各種会議の成果も活用することが必要である。いずれの形式においても、招集や会議の開始にあたっての議長の役割が重要になってくる。そこで、従来の議長の専決制から、議長・副議長による議長団の複数専決制への移行を含め、適切かつスムーズな会議の招集、開始、進行が図れるような仕組みについて議論すべきである。
- ✓ 通年議会の導入後においても、専決処分がなくなるわけではない。法179条が認める専決処分については基本的に無くすことを前提にすべきであるが、「議会を招集する時間的余裕がないわけではないが、議会に提出できる水準の資料を作成する時間的余裕がない」ということも考えられることから、あらゆる事態の可能性を想定した議論が必要。法180条における「議会による指定案件」は、慎重に定めることが必要である。守谷市のように、基本は「市民の利益」であるが、より具体的に規定できるよう議論することが必要である。
- ✓ 通年会期、専決処分の取り扱い、オンライン等今後の議会を取り巻く環境整備の検討が必要かと思えます。

今後の取組の方向性

通年会期制

条例改正

運用・逐条

議論を継続

議論に際して留意すべき点を押さえながら、制度構築・条例の改正・環境整備を進める

- ✓ 通年会期制の形式のメリット・デメリットを把握した上で、最適な形式を選択すべきとの意見や、専決処分事項の選定に関してあらゆる事態の可能性を想定しながら議論すべきとの意見など、議論に際して注意点を指摘する意見があり、今後これらの点に留意しながら議論する
- ✓ 通年会期制、専決処分事項について条項の追加、環境整備も必要との意見

02 基本条例の検証と議会改革の推進について

基本条例の取組状況【各論】

自由記述(オンライン)

【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

- ✓ 災害(感染症など)に絡める形で、「オンライン会議(議会?)」について記載してはどうか。オンライン会議実施のための条例策定の検討、会議規則、議会運営マニュアルの改訂など検討する必要があるのではないかと。(上記については災害対策特別委員会でも良いのでは)
- ✓ 近年の情勢の変化に対応すること、各議員の状況に合わせた意見表明や議決参加を保障することを前提に、議会審議への多様な参加形態について議論することは必要である。その一つとしてのオンライン委員会の開催は基本的に必要であり、導入を前提に、条件等を含めて議論すべきである。
- ✓ 第5章(第15条～第18条)において、オンラインによる委員会出席、採決への参加を表記すること。追加の条項ということになる。

今後の取組の方向性

オンライン

条例改正

運用・逐条

議論を継続

オンライン委員会の開催の条件については議論が必要。議会運営の章の改正等に向けて制度を検討する

自由記述(基本条例・倫理条例)

【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

- ✓ 議会は大規模災害などの非常時においても、二代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関として、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能を的確に維持しなければならない事を定めるべきでないか。
- ✓ 災害時の組織体制や議会の行動基準等に関して、現在は「緊急時における議案処理等の対応」「状況特別対応表」があるがこれで対応が可能か、それらを再度検討し取り込んでの上越市議会業務継続計画(議会BCP)の策定検討をしてはどうか。
- ✓ 審議日程(総括質疑→委員会→一般質問)について、改めて検討する必要があるかないか。
- ✓ これまで総括質疑、一般質問についてはなるべく円滑に進めるため同様の質問にならないよう発言通告時点で全議員に周知し、留意してきたものの、会派、あるいは議員個々の主義主張を重視し、改善される様子もなく現在に至る。会派制導入の意味、スムーズな議事運営など、あらかじめその目的を質問時間に規定として反映させてはどうか。
- ✓ 追加の必要性について検討、付帯決議への対応について、採択請願への対応について(議員紹介のもの)、議会の災害対応について

02 基本条例の検証と議会改革の推進について

基本条例の取組状況【各論】

自由記述(基本条例・倫理条例)

【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

✓ 議会基本条例に入れた方がよいのではないかと考える項目

①情報通信技術の積極的活用 タブレット端末などの使用について、②危機管理、非常事態、災害時の対応

- ✓ 各会議における多様な議員の議論参加を保障する手立てについても議論すべきである。例えば、段差を乗り越えられない車椅子等を使用する議員の本会議参加、声を失った議員の合成音声あるいは代理人による発言の許可、解除が必要な議員への議会活動支援介助委託料補助制度の創設など、障がいを持った議員への合理的配慮が即時にできるような議会にするような議論が必要である。
- ✓ 現在の議会運営におけるジェンダーバイアスの存在についての総点検が、まず必要である。例えば、「女性らしい～」というような発言はないか女性議員のみことさらに「女性議員」と呼称されるようなことはないか、男性はネクタイをすべきであるなど服装についての硬直した通念はないか、議会フロアにおける女性トイレは男性のそれに比して不十分ではないか、等の点についての総点検である。その上で、それらの解消について、どのように推進するかを議論すべきである。上越市においては、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」が2月1日に導入された。それだけ性の多様性についての理解と尊重が進んでいる。議会においてはどうか。これまで数回一般質問で取り上げられたことはあるが、議会運営における性の多様性尊重の視点での議論はこれまでほとんどされてこなかったのではないかと考える。まず議員が性の多様性について学ぶことを端緒に、この点での議論を推進すべきである。
- ✓ 近年の市議会議員選挙をはじめとした各種選挙での投票率の低下は目に余るものがある。市民の半数近くが自らの政治への参加権を放棄している現状は放置できない。また、市民の政治関心の向上を図る役割を使命として持っているのは、言うまでもなく各議員である。特に、若年層における政治的無関心は、10～20代の投票率の低さが証明している。当議会は、小中学生を対象にした議会学習に取り組んではきた。しかし、その内容は議会の現状についての説明と形式的な模擬議会の枠を出るものではなく、小中高高校生が主体的に政策提言を行い、議会がそれを実現させるために正規ルートに載せるという形にはなっていない。若年層がSNSなどの媒体から不確定かつ不正確な情報を自ら取り込んでいであろう現状を見ると、政治教育の制度設計と、議会としての議会学習の見直しが必要になってきていると考える。議会が選挙管理委員会や教育委員会などと積極的に連携し、中高生の提言等を恒常的な政策形成ルートに乗せる形でしっかり吸い上げて政策実現させていくような、新しい方式を模索していくことについて、議論を深めるべきである。

今後の取組の方向性

その他

条例改正

運用・逐条

議論を継続

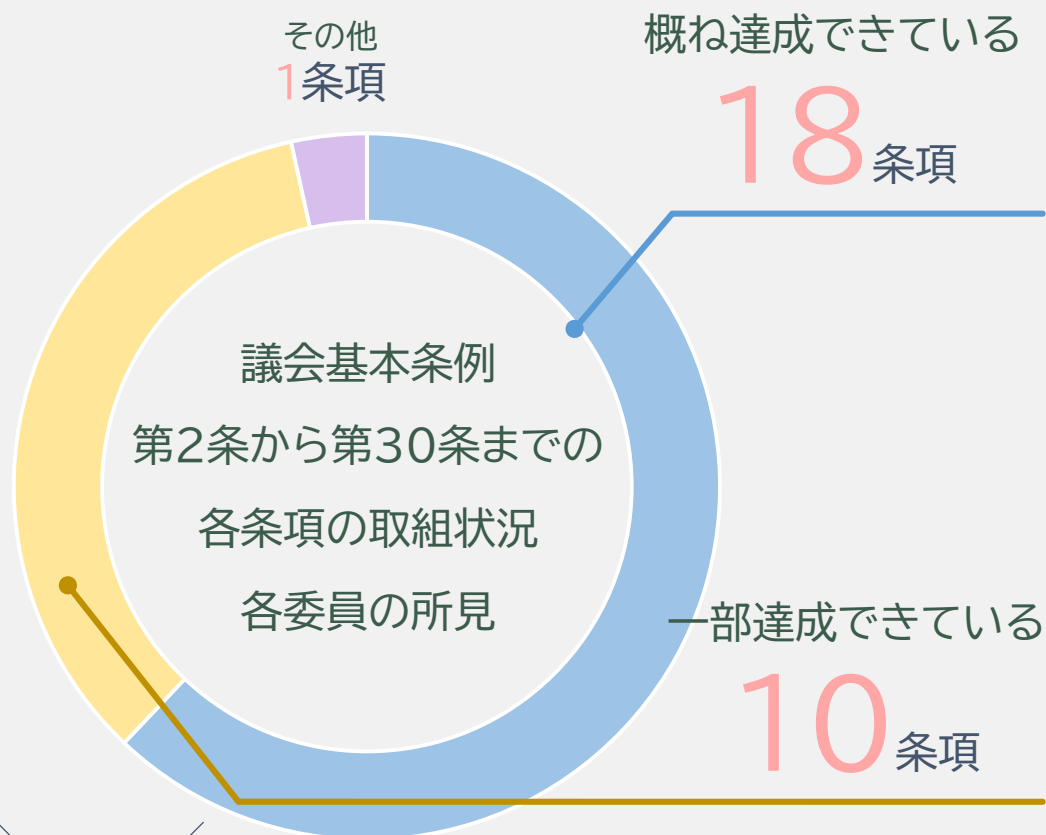
多様な観点から意見。通年会期制など議会改革の項目と関連する事項を優先的に議論

- ✓ 災害対応に向けたBCPの策定、審議日程の見直し、付帯決議への対応、一般質問・総括質疑の重複、情報通信技術の活用、障がいを有する議員への配慮、性の多様性への配慮、投票率の低下・議会学習の強化について意見。改革項目と関連するものを優先的に議論

02 基本条例の検証と議会改革の推進について

基本条例の取組状況【総論】

委員からの意見の集約結果



- 基本条例に掲げる目標に対する意

見のうち、約6割が概ね達成できているという評価

- 一部達成の評価も含めると、議会の取組が一定の進捗を見せている
- 今後、各条項について、未達成のものを中心に、条例の改正、運用・逐条の修正、改善に向けた新たな取組など、達成に近づけていく何らかのアクションが必要

POINT

- 課題解決に向けて検討すべきとした事項は、整理し、実現に向けたアクションを検討
- 検討体制については、議題3で議論

03 今後の検討体制について

全体スケジュール

(9/24更新)

議会基本条例の検証

- ・社会変革への対応
- ・改革事項の内容を確認

通年会期

- ・行政のスピード感への対応
- ・丁寧な対話、丁寧な説明

オンライン

- ・多様性への対応
- ・丁寧な対話、丁寧な説明

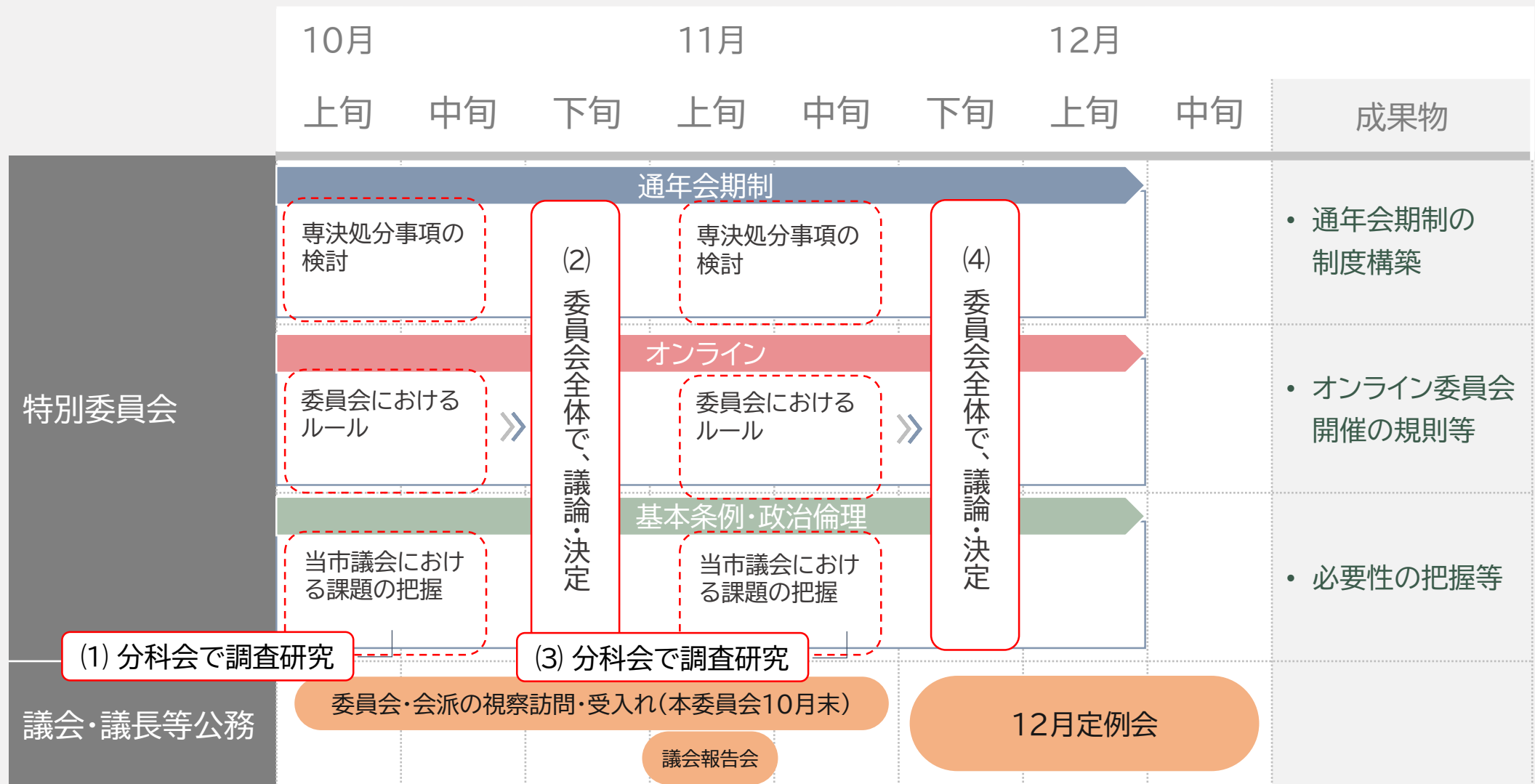
基本条例・政治倫理等

- ・検証結果に応じた取組
- ・政治への信頼性の確保

R6			R7			R8
6	9	12	3	6	9	12
現状分析 改革事項確認						
			その他、本日決定した事項も検討事項に			
			制度設計 協議 パブコメ 予算 条例整備 ・ 制度設計等の後、市民意見把握、予算の確保を経て、12月の提案 ★専決処分事項★会期・審議日程★その他決定事項			
			制度設計 機材整備検討 協議 パブコメ 予算 条例整備 ・ 制度設計等の後、市民意見把握、予算の確保を経て、12月の提案 ★規定等のルール ★第1委員会室 機材の選定			
			必要性・目的の議論 機能 各派 制定 ・ 必要性や目的の議論から、機能を整理し、倫理確立のための体制整備 ★ハラスメント対応の要否 ★必要な機能の選定			
R8年度 運用開始 に向けた 最終調整 準備期間						

- 令和8年度の運用開始に向けたスケジュールを考慮すると、**同時並行**で議論を進める必要

03 今後の検討体制について



- (1) 分科会で各制度の調査研究を進め、(2) 全体で議論・決定する流れ(繰り返す)
- 月始めに各分科会で調査を行い、月末に委員会で共有のローテーション

03 今後の検討体制について

分科会 割振り (案)

正副委員長

議会改革推進の責任者として、議会改革の方針原案を策定するとともに、各担当が検討した具体的な改革内容と方針の調整等を行う。

統括

議会改革推進特別委員会委員長
山田 忠晴

副統括

議会改革推進特別委員会副委員長
ストラットン 恵美子

正副議長

公約の推進に関する進捗状況を確認し、委員会の議案等の助言を行う。

オブザーバー

上越市議会議長
渡邊 隆

オブザーバー

上越市議会副議長
こんどう 彰治

通年会期制検討分科会

通年会期制の導入に関する諸問題を調査研究

・専決処分
・審議日程
・一般質問
等の事項を調査

部門責任者

議会改革推進特別委員会委員
石田 裕一

部門担当

議会改革推進特別委員会委員
小林 和孝

部門担当

議会改革推進特別委員会委員長
山田 忠晴

オンライン委員会検討分科会

オンライン委員会に関する諸問題を調査研究

・環境整備
・開催手続
・会議規則
等の事項を調査

部門責任者

議会改革推進特別委員会委員
宮崎 朋子

部門担当

議会改革推進特別委員会委員
江口 修一

基本条例・政治倫理等分科会

基本条例・政治倫理に関する諸問題を調査研究

・基本条例、政治倫理、その他の事項を調査

部門責任者

議会改革推進特別委員会委員
高山 ゆう子

部門担当

議会改革推進特別委員会委員
平良木 哲也

部門担当

議会改革推進特別委員会委員
滝沢 一成

部門担当

議会改革推進特別委員会副委員長
ストラットン 恵美子

注 正副委員長も分科会の構成員となる